

注 記 事 項

(法人単位)

I. 重要な会計方針

当事業年度より改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(令和2年3月26日改訂)並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和2年6月最終改訂)(以下、「独立行政法人会計基準等」という)を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建 物	8	～	18 年
-----	---	---	------

車 両 運 搬 具			6 年
-----------	--	--	-----

工 具 器 具 備 品	2	～	15 年
-------------	---	---	------

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87第1項)の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 特定の承継資産(独立行政法人会計基準第87第2項)の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産等に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金等により財源措置がなされる見込みであるものについて賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(3)退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

また、退職一時金及び年金基金から支給される年金給付に係る引当見込額のうち、運営費交付金等により財源措置がなされる見込みであるものについては、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

(4)保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)により評価しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II. 貸借対照表注記

出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額 △ 32,421,536円

III. 行政コスト計算書注記

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	174,084,922,190円
自己収入等	△ 1,380,993,624円
法人税等及び国庫納付額	△ 203,408,606円
機会費用	246,698,012円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	172,747,217,972円

2. 機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体からの出向職員の機会費用

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当機構での勤務期間に対応する部分について、職員退職手当規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額 53,697,600円

(2) 国の財産の無償貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

(3) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和3年3月末利回りを参考に0.120%で計算しております。

IV. キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	813,107,883,842円
定期預金	-円
資金期末残高	813,107,883,842円

V. 有価証券関係

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:円)

区分	期末日における 貸借対照表計上額	期末日における 時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	3,699,538,137	3,739,000,000	39,461,863
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	1,503,200,000,000	1,503,199,460,000	△ 540,000
合計	1,506,899,538,137	1,506,938,460,000	38,921,863

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位:円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	1,300,000,000	3,800,000,000	-	-
地方債	-	800,000,000	-	-
社債	200,000,000	1,500,000,000	-	-
その他	1,100,000,000	1,500,000,000	-	-
譲渡性預金	1,501,800,000,000	-	-	-
合計	1,503,100,000,000	3,800,000,000	-	-

VI. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債、政府保証債及び譲渡性預金等のみを保有しており株式等は保有しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注3)を参照のこと。)

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	813,107,883,842	813,107,883,842	-
(2)未収金 貸倒引当金	635,332,117 △ 280,891,417 354,440,700	354,440,700	-
(3)有価証券及び投資有価証券(満期保有目的債券)	1,506,899,538,137	1,506,938,460,000	38,921,863
(4)未払金	(33,960,876,712)	(33,960,876,712)	(-)
(5)債務保証	(443,657,700)	(443,657,700)	(-)

(注1)負債に計上されているものは、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収金、(4)未払金

未収金のうち、一般勘定及びエネルギー需給勘定に係るものについては、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。現金及び預金、一般勘定及びエネルギー需給勘定を除く未収金並びに未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3)有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。

有価証券及び投資有価証券のうち、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(5)債務保証

債務保証については、保証債務の履行可能性に基づいて計上した保証債務損失引当金ををもって時価としております。

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額
敷金・保証金(※)	637,472,092

(※)敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

VII. 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、役員及び職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度である。)では、退職給付として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構役員退職手当規程及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構職員退職手当規程に基づき給付しております。

企業年金制度(積立型制度である。)では、経済産業関係法人企業年金基金に加入しております。同基金は、確定給付企業年金と確定拠出年金の複合型の制度であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,115,670,388円
勤務費用	241,948,646円
利息費用	31,236,361円
数理計算上の差異の当期発生額	63,258,784円
退職給付の支払額	△ 272,694,044円
期末における退職給付債務	<u>5,179,420,135円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,966,620,884円
期待運用収益	38,674,328円
数理計算上の差異の当期発生額	380,266,860円
事業主からの拠出額	68,023,745円
退職給付の支払額	△ 177,515,144円
制度加入者からの拠出額	10,138,640円
期末における年金資産	<u>2,286,209,313円</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,191,164,186円
年金資産	△ 2,286,209,313円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 95,045,127円
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,988,255,949円
小計	<u>2,893,210,822円</u>
未認識数理計算上の差異	136,021,814円
未認識過去勤務費用	250,783,160円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>3,280,015,796円</u>
退職給付引当金	3,280,015,796円
前払年金費用	- 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>3,280,015,796円</u>

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	230,560,782円
利息費用	31,236,361円
期待運用収益	△ 38,674,328円
数理計算上の差異の費用処理額	59,601,919円
過去勤務費用の費用処理額	△ 126,114,480円
損益計算書退職給付費用計上額 計(※)	<u>156,610,254円</u>

(※) 損益計算書の退職給付費用(業務費及び一般管理費)のうち確定給付制度に関するものの合計となっております。

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	30%
株式	44%
保険資産(一般勘定)	17%
その他	9%
合計	<u>100%</u>

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、8,857,709円でありました。(※)

(※) 損益計算書の退職給付費用(業務費及び一般管理費)のうち確定拠出制度に関するものの合計となっております。

4. 退職等年金給付制度

当機構の退職等年金給付制度への要拠出額は、66,774,521円でありました。(※)

(※) 損益計算書の退職給付費用(業務費及び一般管理費)のうち退職等年金給付制度に関するものの合計となっております。

VIII. 重要な債務負担行為
債務保証

464,137,200円

IX. 資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

X. 不要財産に係る国庫納付等関係

1. 政府出資金

(1) エネルギー需給勘定

① 資産種類	現金及び預金	
② 資産名称	現金及び預金	
③ 帳簿価額	(1) 取得価額	1,351,285,400円
	(2) 減価償却	-
	(3) 帳簿価額	1,351,285,400円
④ 不要財産となった理由	第4期中長期計画において「新エネルギーの導入に係る債務保証業務については、保証継続案件及び求償権を有している案件について、債務保証先を適切に管理するとともに求償権の回収の最大化に努め、業務の終了を目指す。また、これを踏まえ、国から受けた出資金の残額を確定させたうえで国庫返納を完了することを目指す。」とされており、令和2事業年度に1,351,285,400円の不要額を確定させたことから、これについて令和3年1月29日付けで経済産業大臣あて不要財産の国庫納付に係る通知を行い、令和3年3月19日付けで国庫納付及び減資を行ったため	
⑤ 国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の2第1項に基づく金銭による納付	
⑥ 譲渡収入の額	-	
⑦ 控除費用	-	
⑧ 国庫納付等の額 納付等年月日	(1) 国庫納付額	1,351,285,400円
	納付年月日	令和3年3月19日
	(2) 地方公共団体への払戻額	-
	納付年月日	-
⑧ 国庫納付等の額 納付等年月日	(3) その他民間等への払戻額	-
	納付年月日	-
⑨ 減資額	1,351,285,400円	
⑩ 備考	-	

(2) 基盤技術研究促進勘定

①	資産種類	現金及び預金	
②	資産名称	現金及び預金	
③	帳簿価額	(1) 取得価額	1,600,000,000円
		(2) 減価償却	-
		(3) 帳簿価額	1,600,000,000円
④	不要財産となった理由	第4期中長期計画において「基盤技術研究促進勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、順次、国庫納付を行うこととする。」とされており、令和元事業年度に1,600,000,000円の保有有価証券が償還期限を迎えたことから、これについて令和2年4月8日付けで経済産業大臣あて不要財産の国庫納付に係る通知を行い、同年4月24日付けで国庫納付及び減資を行ったため	
⑤	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の2第1項に基づく金銭による納付	
⑥	譲渡収入の額	-	
⑦	控除費用	-	
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	(1) 国庫納付額	1,600,000,000円
		納付年月日	令和2年4月24日
		(2) 地方公共団体への払戻額	-
		納付年月日	-
⑨	減資額	(3) その他民間等への払戻額	-
		納付年月日	-
⑩	備考	-	

2. 運営費交付金

①	資産種類	現金及び預金	
②	資産名称	現金及び預金	
③	帳簿価額	(1) 取得価額	139,325,134円
		(2) 減価償却	-
		(3) 帳簿価額	139,325,134円
④	不要財産となった理由	委託事業の再確定を実施した結果、139,325,134円が返還されたが、今後、使用する予定がないため、令和3年1月29日付けで経済産業大臣あて不要財産の国庫納付に係る通知を行い、令和3年3月24日付けで国庫納付を行ったため	
⑤	国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の2第1項に基づく金銭による納付	
⑥	譲渡収入の額	-	
⑦	控除費用	-	
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	(1) 国庫納付額	139,325,134円
		納付年月日	令和3年3月24日
		(2) 地方公共団体への払戻額	-
		納付年月日	-
⑨	減資額	(3) その他民間等への払戻額	-
		納付年月日	-
⑩	備考	-	

XI. 重要な後発事象

該当事項はありません。

XII. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。